

非常勤職員 募集要項

職務内容		青少年健全育成推進員【２名】 ・ 少年サポートセンターで主に府内全小学校５年生を対象に行っている非行防止・犯罪被害防止教室及び非行少年に対する立ち直り支援事業の実施 ・ 校長、教頭等の経験を活かした市町村教育委員会や学校との連絡調整
勤務場所・所在地 (所管する部署名)		大阪府少年サポートセンターのいずれか【別紙参照】 (大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課)
身 分		地方公務員法に基づく一般職の地方公務員（非常勤職員（会計年度任用職員）） ※地方公務員法が適用され、「秘密を守る義務」や「政治的行為の制限」等が課せられます。
勤務条件等	勤務時間	１１：３０～１８：００（水曜日のみ１１：１５～１８：００）若しくは ９：３０～１６：００（水曜日のみ ９：３０～１６：１５） （休憩時間：１２：１５～１３：００）※但し、事業の実施状況により変更あり。
	時間外勤務	なし
	勤務を要しない日	土曜日・日曜日、祝日、年末年始 ※但し、事業の実施により勤務を要する場合がある。
	報酬	週２９時間勤務 １５９，３２０円 ※令和６年度の金額
	期末手当	支給制度あり （原則、基準日（６月１日及び１２月１日）に在職し、任用期間が６カ月以上かつ週当たりの勤務時間が１５時間３０分以上の方が対象です。）
	交通費	一般職非常勤職員就業等規則に基づき、支給します。
	休暇	一般職非常勤職員就業等規則に基づき、付与します。 ※任用期間が６ヶ月を超える場合には、年次有給休暇の付与があります。 その他、任用期間や勤務日数等、一定の基準を満たす場合には、有給又は無給の特別休暇（服喪休暇、病気休暇等）があります。
社会保険		厚生年金保険法、雇用保険法及び介護保険法が適用されます。 （健康保険（短期）については、地方職員共済組合に加入）
採用時期		令和７年４月１日（予定）

任用期間	令和７年４月１日～令和８年３月３１日（予定） 勤務成績が良好であると認められる者については、任用期間を更新することもある。
条件付採用期間	条件付採用期間あり（１月）
応募資格	・資格 小学校、中学校の元校長、元教頭、元首席又は元指導教諭及び非行からの立ち直り支援等、少年の健全育成に熱意のある元教諭 ・地方公務員法第１６条各号に該当しない人 ・平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者（心神耗弱を原因とするもの以外） <参考>地方公務員法第１６条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。 - 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 - 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者 - 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
選考日時 選考方法	書類選考及び面接
受験手続	下記問い合わせ先に電話にて申込（平日 9:30～17:00） （リンク先にある申込用紙を持参のうえ面接）
その他特記事項	・生徒指導の実情に通じた方及びパソコン操作（入力作業等）ができる方が望ましい。
問合せ先	福祉部子ども家庭局子ども青少年課非行防止対策Ｇ 代表：０６－６９４１－０３５１ 内線：４８３７、４８３８

少年サポートセンター一覧

センター名	住所
中央少年サポートセンター	大阪市天王寺区伶人町 2-7 大阪府夕陽丘庁舎 4 階
梅田少年サポートセンター	大阪市北区末広町 3-21 扇町センタービル 6 階 605 号
難波少年サポートセンター	大阪市中央区東心斎橋 2-1-3 日垂ビル 2 階
池田少年サポートセンター	池田市城南 1 丁目 1-1 豊能府民センタービル 4 階
茨木少年サポートセンター	茨木市中穂積 1 丁目 3-43 三島府民センタービル 4 階
枚方少年サポートセンター	枚方市岡東町 19-1 ステーションヒル枚方オフィス B 8 階
八尾少年サポートセンター	八尾市荘内町 2 丁目 1-36 中河内府民センタービル 4 階
富田林少年サポートセンター	富田林市寿町 2-6-1 南河内府民センタービル 2 階
堺少年サポートセンター	堺市西区鳳東町 4 丁 390-1 泉北府民センタービル 3 階
岸和田少年サポートセンター	岸和田市野田町 3-13-2 泉南府民センタービル 4 階